

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
特例輸入者の承認要件等の審査要領について 別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)	特例輸入者の承認要件等の審査要領について 別紙 2 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表 (特定保税承認者・特定保税運送者・認定通関業者用)
1 体制整備等に関する基本的事項 (省略) ⑤ 貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等の全部若しくは一部、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の全部若しくは一部又は輸出入関連業務の一部(寄託を受けた貨物に関する業務に係る契約の締結及び税関手続が申請者の名により行われ、かつ当該申請者が貨物に関する業務について自らが主体となって行う範囲内のものに限る。以下同じ。)を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) (省略)	1 体制整備等に関する基本的事項 (同左) ⑤ 貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等の全部若しくは一部、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の全部若しくは一部又は輸出入関連業務の一部(寄託を受けた貨物に関する業務 <u>（通関業務を除く。以下同じ。）</u> に係る契約の締結及び税関手続が申請者の名により行われ、かつ当該申請者が貨物に関する業務について自らが主体となって行う範囲内のものに限る。以下同じ。)を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) (同左)
(省略)	(同左)
2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) 総括管理部門 (省略)	2 各部門の業務内容等に関する事項 (1) 総括管理部門 (同左)

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 関係業務を委託する関連会社等の委託の適否の判断</p> <p>チ～ヲ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 関係業務 <u>(通関業務を除く。チにおいて同じ。)</u> を委託する関連会社等の委託の適否の判断</p> <p>チ～ヲ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(同左)</p>
(2) (省略)	(2) (同左)
3 税関手続の履行に関する事項	3 税関手続の履行に関する事項
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 認定通関業者に関する税関手続	(3) 認定通関業者に関する税関手続
(省略)	(同左)
<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ 輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督並びに委託後の評価</p> <p>ロ～ハ (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p> <p>イ <u>通関業務以外の</u>輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督並びに委託後の評価</p> <p>ロ～ハ (同左)</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>⑥ <u>輸出入申告貨物の蔵置場所を所轄する税関官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行う場合における貨物の現況の的確な把握等、輸出入関連業務を適正に遂行するための手順及び体制が整えられているか。</u></p> <p>（注）<u>輸出入者以外の者に貨物確認・検査の立会い等を委託する場合、認定通関業者の通関士又は通関業務従業者であることが望ましい。</u></p>	<p>⑥ <u>上記①から⑤のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行</u></p>
<p>⑦ <u>上記①から⑥のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行</u></p>	
4～6（省略）	4～6（同左）
7 関連会社等の指導等に関する事項	7 関連会社等の指導等に関する事項
<p>① 申請者の関係業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、<u>通関業務の一部又は貨物管理業務の一部</u>を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。</p> <p>（省略）</p>	<p>① 申請者の関係業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、<u>貨物管理業務の一部</u>を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。</p> <p>（同左）</p>
8～13（省略）	8～13（同左）

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成19年3月31日財関第418号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																								
<p>[別紙様式1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <input type="checkbox"/>特例輸入者 <input type="checkbox"/>特定輸出者 <input type="checkbox"/>認定製造者 </div> <p>○○○社</p>	<p>[別紙様式1] 法令遵守規則・実施規則の記載内容等に関するチェックシート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <input type="checkbox"/>特例輸入者 <input type="checkbox"/>特定輸出者 <input type="checkbox"/>認定製造者 </div> <p>○○○社</p>																								
1 (省略)	1 (同左)																								
2 各部門の業務内容等に関する事項	2 各部門の業務内容等に関する事項																								
(1) 総括管理部門	(1) 総括管理部門																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th> <th>税関審査 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守</td> <td> <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	(省略)				②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>審査事項</th> <th>自己評価及び実施内容 (実施状況) 等</th> <th>税関審査 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(同左)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守</td> <td> <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	(同左)				②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄																						
(省略)																									
②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																							
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄																						
(同左)																									
②	総括管理部門は、法令遵守規則等の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO																							

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務（イ、ロ及びホを除く。）が網羅されていなくても差し支えない。特に、 <u>下記</u> ハ及びヘからチまでについては、事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。				規則等の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務（イ、ロ及びホを除く。）が網羅されていなくても差し支えない。特に、 <u>上記</u> ハ及びヘからチまでについては、事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。			

(省略)

(同左)

(2) (省略)

(2) (同左)

3～4 (省略)

3～4 (同左)

5 監査体制

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
①	法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
①	法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
<p>監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(注 1) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p> <p>(注 2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び<u>下記</u>イからホまでの事項が、法令遵守規則等又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第 7 条の 6、法第 67</p>			<p>監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(注 1) 申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p> <p>(注 2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び<u>上記</u>イからホまでの事項が、法令遵守規則等又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第 7 条の 6、法第 67</p>		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前															
	条の 7 又は法第 67 条の 14 に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。				条の 7 又は法第 67 条の 14 に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。														
	(省略)				(同左)														
	(省略)				(同左)														
6 ~13 (省略)				6 ~13 (同左)															
〔別紙様式 2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート				〔別紙様式 2〕 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート															
<table border="1"> <tr> <td>特定保税承認者</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税蔵置場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税工場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定通関業者</td> </tr> </table>				特定保税承認者				○○○社	<input type="checkbox"/> 保税蔵置場	<input type="checkbox"/> 保税工場	<input type="checkbox"/> 特定保税運送者	<input type="checkbox"/> 認定通関業者	<table border="1"> <tr> <td>特定保税承認者</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">○○○社</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税蔵置場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>保税工場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>特定保税運送者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>認定通関業者</td> </tr> </table>				特定保税承認者	○○○社	<input type="checkbox"/> 保税蔵置場
特定保税承認者	○○○社																		
<input type="checkbox"/> 保税蔵置場																			
<input type="checkbox"/> 保税工場																			
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																			
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																			
特定保税承認者	○○○社																		
<input type="checkbox"/> 保税蔵置場																			
<input type="checkbox"/> 保税工場																			
<input type="checkbox"/> 特定保税運送者																			
<input type="checkbox"/> 認定通関業者																			
1 体制整備等に関する基本的事項				1 体制整備等に関する基本的事項															
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄												
①	(省略)			①	(同左)														

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
	<p>イ 法令遵守規則は、貨物管理業務、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送<u>若しくは</u>管理に関する業務又は輸出入関連業務(以下「関係業務」という。)を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		<p>イ 法令遵守規則は、貨物管理業務、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送<u>又は</u>管理に関する業務、<u>特定輸出関連業務</u>又は輸出入関連業務(以下「関係業務」という。)を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		
(省略)				(同左)			
(省略)				(同左)			
③	<p>(省略)</p> <p>(注 1) 上記イからハにおいては、規則第 4 条の 5 第 1 号イ(規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。)、規則第 7 条の 4 第 1 号イ、又</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		<p>(同左)</p> <p>(注 1) 上記イからハにおいては、規則第 4 条の 5 第 1 号イ(規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。)、規則第 7 条の 4 第 1 号イ、又</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
<p>は規則第 9 条の 8 第 1 号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第 4 条の 5 第 1 号ニ（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、規則第 7 条の 4 第 1 号ニ又は規則第 9 条の 8 第 1 号ニに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。</p> <p><u>なお、総括管理部門の責任者と監査部門の責任者は兼務しても差し支えない。ただし、</u></p>			<p>は規則第 9 条の 8 第 1 号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第 4 条の 5 第 1 号ニ（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、規則第 7 条の 4 第 1 号ニ又は規則第 9 条の 8 第 1 号ニに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。</p> <p>これらの部門以外の部門（規則第 4 条の 5 第 1 号ロ及びハ（規則第 4 条の 11 において準用す</p>		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前			
	<p>i) <u>総括管理部門の業務の監査の独立性が損なわれることから、最高責任者又は社外の第三者が総括管理部門に対する監査の実施状況を確認すること</u>等により、監査の適正な実施が確保される体制となっている必要があること</p> <p>ii) <u>当該監査が適正に行われなかつた場合には、申請者に対して、法第 52 条、法第 62 条、法第 63 条の 5 又は法第 79 条の 2 に規定する</u></p>				る場合を含む。)、規則第 7 条の 4 第 1 号ロ及びハ又は規則第 9 条の 8 第 1 号ロ及びハに規定する部門。以下「事業部門」という。)については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前				
	<p><u>改善措置が求められる可能性があること</u> <u>に留意する。</u></p> <p>これらの部門以外の部門（規則第 4 条の 5 第 1 号口及びハ（規則第 4 条の 11 において準用する場合を含む。）、規則第 7 条の 4 第 1 号口及びハ又は規則第 9 条の 8 第 1 号口及びハに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、申請者の実情に応じ、一の事業部門が他の事業部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、</p>							

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後					改 正 前					
この場合において は、その旨が法令遵 守規則に明記され る必要がある。										
(省略)					(同左)					
⑤	貨物管理業務の一部、特定 保税運送に関する業務等 の全部若しくは一部、國際 運送貨物の運送若しくは 管理に関する業務の全部 若しくは一部又は輸出入 関連業務の一部（寄託を受 けた貨物に関する業務に 係る契約の締結及び税関 手續が申請者の名により 行われ、かつ当該申請者が 貨物に関する業務につ いて自らが主体となって行 う範囲内のものに限る。以 下同じ。）を関連会社等に 委託する場合には、当該関 連会社の委託の適否が適	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			⑤	貨物管理業務の一部、特定 保税運送に関する業務等 の全部若しくは一部、國際 運送貨物の運送若しくは 管理に関する業務の全部 若しくは一部又は輸出入 関連業務の一部（寄託を受 けた貨物に関する業務 <u>（通 關業務を除く。以下同じ。）</u> に係る契約の締結及び税 関手續が申請者の名によ り行われ、かつ当該申請者 が貨物に関する業務につ いて自らが主体となって 行う範囲内のものに限る。 以下同じ。）を関連会社等 に委託する場合には、当該	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成19年3月31日財関第418号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) (省略)				関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) (同左)			
(省略)				(同左)			

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

(省略)			
<p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(注) 申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務（イ、ロ及びホを除く。）が網羅されていなくても差し支えない。特に、<u>下記</u>ハ及びヘからヲまでについては、事業部門が行うこととされていても差し支えない。</p> <p>(省略)</p> <p>ト 関係業務を委託する関連会社等の委託の適否の判断</p>			
	<input type="checkbox"/> YES		
(省略)			
(2) (省略)			

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

(同左)			
<p>② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(注) 申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務（イ、ロ及びホを除く。）が網羅されていなくても差し支えない。特に、<u>上記</u>ハ及びヘからヲまでについては、事業部門が行うこととされていても差し支えない。</p> <p>(同左)</p> <p>ト 関係業務<u>(通関業務を除く。チにおいて同じ。)</u>を委託する関連会社等の委託の適否の判断</p>			
	<input type="checkbox"/> YES		
(同左)			
(2) (同左)			

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成19年3月31日財関第418号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄	No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
(省略)				(同左)			
④	(省略)			④	(同左)		
	イ 輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督又は委託後の評価	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			イ <u>通関業務以外の輸出入</u> 関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督又は委託後の評価	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
(省略)				(同左)			
(省略)				(同左)			
⑥	<u>輸出入申告貨物の蔵置場所を所轄する税関官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行う場合における貨物の現況の的確な</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		⑥	<u>上記①から⑤のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨</u>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
	<p>把握等、輸出入関連業務を適正に遂行するための手順及び体制が整えられているか。</p> <p>(注) 輸出入者以外の者に貨物確認・検査の立会い等を委託する場合、認定通関業者の通関士又は通関業務従業者であることが望ましい。</p>				<p>物について必要な確認の的確な履行</p>		
⑦	<p>上記①から⑥のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO					

5 監査体制

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄
①	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

5 監査体制

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査欄
①	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
<p>体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(注 1) (省略)</p> <p>(注 2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び<u>下記</u>からホまでの事項が、法令遵守規則又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第 52 条、法第 62 条、法第 63 条の 5 又は法第 79 条の</p>			<p>体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(注 1) (同左)</p> <p>(注 2) 他の者が適正に監査の業務を行う能力を有すると認められる場合には、当該他の者に監査部門が行うべき業務を遂行させることとして差し支えない。この場合においては、監査の実施に関する責任は申請者が負うこと及び<u>上記</u>からホまでの事項が、法令遵守規則又は申請者と当該他の者との契約書等に記載され、監査の実効性が確保されている必要がある。なお、当該他の者による監査であっても、監査が適正に行われなかった場合には、申請者に対して、法第 52 条、法第 62 条、法第 63 条の 5 又は法第 79 条の</p>		

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成19年3月31日財関第418号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後					改 正 前				
	2に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。					2に規定する改善措置が求められる可能性があることに留意する。			
(省略)					(同左)				

6 (省略)

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
①	申請者の関係業務について業務上関連を有する子会社若しくは関連会社(例えば、 <u>通関業務の一部</u> 又は貨物管理業務の一部を委託している会社等。)又はこの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等(以下「関連会社等」という。)は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有する	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容 (実施状況) 等	税関審査 欄
①	申請者の関係業務について業務上関連を有する子会社若しくは関連会社(例えば、貨物管理業務の一部を委託している会社等。)又はこの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等(以下「関連会社等」という。)は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有する	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
	ことが契約書等によって 明らかにされているか。				て明らかにされているか。		
(省略)				(同左)			
8～13 (省略)				8～13 (同左)			